

## 地域共生社会の実現と地域福祉計画に盛り込むべき項目

### ○地域共生社会の実現

地域福祉計画は、これまでの地域福祉や地域福祉計画に関わる取組み等をもとにしながら、「地域共生社会」を実現するための計画として策定する必要があります。そして、「地域共生社会」の実現に向けて、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要になってきます。

### 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】



### ○地域福祉計画に盛り込むべき項目

「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉を推進していくため、地域福祉計画に盛り込むべき項目が国の「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」で示されています。具体的には、現行計画の項目に加えて以下の項目について、あらたに盛り込むこととされています。

- 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - ・様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野のとの連携に関する事項
  - ・生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
  - ・共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
  - ・自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
  - ・保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪を犯した者等への社会復帰支援の在り方
  - ・地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
  - ・福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
  - ・支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
  - ・サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - ・住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- 包括的な支援体制の整備に関する事項
  - ・「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
  - ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
  - ・多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
- 要支援者の支援に関する事項
  - ・日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策

## 現行プラン及び全市プランの構成

	現行プラン	【新規】新潟市全体プラン(案)
計画期間	平成27年度～令和2年度(6年間)	令和3年度～令和7年度(5年間)
基本理念	みんなで、ささえあい安心して暮らせるまち“江南区”	多くのつながりを大切にしながら、誰もが助け合っ ていきいきと活躍する地域づくり
構 成	<b>第1章 計画の概要</b> 1 計画策定の趣旨 2 区地域福祉計画・地域福祉活動計画とは 3 計画の期間 4 計画の位置づけ 5 計画策定経過 6 計画の推進と評価の体制	<b>第1章 計画概要</b> 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間と評価
	<b>第2章 江南区を取り巻く状況</b> 1 江南区はこんなところ 2 統計からみた江南区 3 アンケート結果からみた江南区	<b>第2章 本市の現状</b>
	<b>第3章 江南区全体計画</b> 1 基本理念 2 5つの基本目標 3 基本目標達成のための活動方針と役割分担	<b>第3章 国等の動向</b>
	<b>第4章 地区別計画</b> 1 亀田小学校区 2 亀田東小学校区 3 亀田早通小学校区 4 亀田西小学校区 5 横越地区 6 曾野木地区 6 両川地区 8 大江山地区	<b>第4章 計画の基本理念と基本目標</b> 1 現状 2 理念 3 基本目標
	<b>第5章 テーマ別計画</b> 1 高齢者 2 障がい者 3 子育て 4 ボランティア	<b>第5章 具体的な取り組み</b> 1 基本目標① 誰もが参画し助け合う地 域づくりに対応する取り組み 2 基本目標② 誰もが安心・安全に、健 やかでいきいきと活躍する地域づくりに 対応する取り組み 3 基本理念・基本目標の達成に寄与する 分野別計画に掲載されている各種取組 み